

# 青森県報

号外第三十六号

令和二年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

### 告 示

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……一

○青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程……………(林 政 課) ……二

○青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(財務指導課) ……二

○会計管理者の事務の一部委任の一部改正……………( 同 ) ……三

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。  
第三十二条第二項中「又は賃金」を削る。

第七十八条第一項第五号中「である法人の」の下に「破産手続廃止の決定が確定し、又は」を加え、「法人の清算が終了した者」を「当該法人」に改める。

第八十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第八十二条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

第九十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百五十二条第一項第十五号を次のように改める。  
十五 契約不適合責任

第一百五十四条第一号ア及びイ中「契約者の責めに帰する理由により」を「契約者が」に改め、同条第三号中「年二・七パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。

第三百十三条第二項中「中断する」を「更新する」に改める。  
第三百三十九条中「、児童手当及び賃金」を「及び児童手当」に改める。

第三百三十九条の二を削り、第三百三十九条の三を第三百三十九条の二とする。  
別表第二中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七号様式の注の3中「中環」を「油環」に改める。  
第十九号様式中「~~環~~環~~環~~環~~環~~環」を「~~環~~環~~環~~環~~環~~環」に、「~~時~~時~~環~~環~~環~~環」を

「~~環~~環~~環~~環~~環~~環」に改める。  
第四十四号様式を次のように改める。

第144号様式（第55条関係）		受 取 先		種 別		受 取 額		受 取 日		受 取 場所		備 考	
年 月 日	受 取 先	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所
年 月 日	受 取 先	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所
年 月 日	受 取 先	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所
年 月 日	受 取 先	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所	種 別	受 取 額	受 取 日	受 取 場所

注1 同日内2枚以上請求書を受取ったときは、日計に1枚記入することができること。  
 注2 毎月、受取枚数及び払出枚数の月計及び累計を記入し、残枚数を明らかにしておくこと。  
 注3 用紙の大きさは、日本商業規格A4縦長とする。

第百八十九号様式から第百九十一号様式までを次のように改める。

第189号様式から第191号様式まで 削除  
 第百九十三号様式を次のように改める。

第193号様式（第39条関係）  
 青森県知事 殿 第 年 月 日  
 （青森県会計管理者） 自己検査結果報告書 検査者

年 月 日検査した結果は、次のとおりです。

1 共通項目の検査結果		検査対象期間	
区 分	（知事が別に定める事項）	検査開始日	検査終了日
I 総括的事項			
II 取入			
III 支出			
IV 契約			
V 現金及び有価証券			
VI 一時預託金			
VII 公有財産の管理			
VIII 物品			
IX 債権管理			
（その他知事が定める事項）			

2 （その他知事が定める事項）

注 用紙の大きさは、日本商業規格A4縦長とする。

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 改正後の青森県財務規則第百五十四条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年四月一日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則第百五十六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に青森県財務規則第百五十六条の規定により契約の準備行為を

行った契約については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第百六十八号

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営林の立木及び素材売払規程の一部を改正する規程

青森県営林の立木及び素材売払規程（昭和三十八年四月青森県告示第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二号様式の第九条中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

青森県告示第百六十九号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項、第41条第2項及び第4項並びに第51条第3項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この契約約款は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事請負標準契約約款の規定は、令和2年4月1日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第156条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

青森県告示第二百七十号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）」を削る。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭